

#### 議案第4号

字の名称を廃止することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙変更調書のとおり字の名称を廃止し、同条第2項の規定による告示の指定する日から効力を生ずるものとする。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

#### 提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域及び名称を新たに画し並びに大字の区域を変更することに伴い、小字を廃止するため。



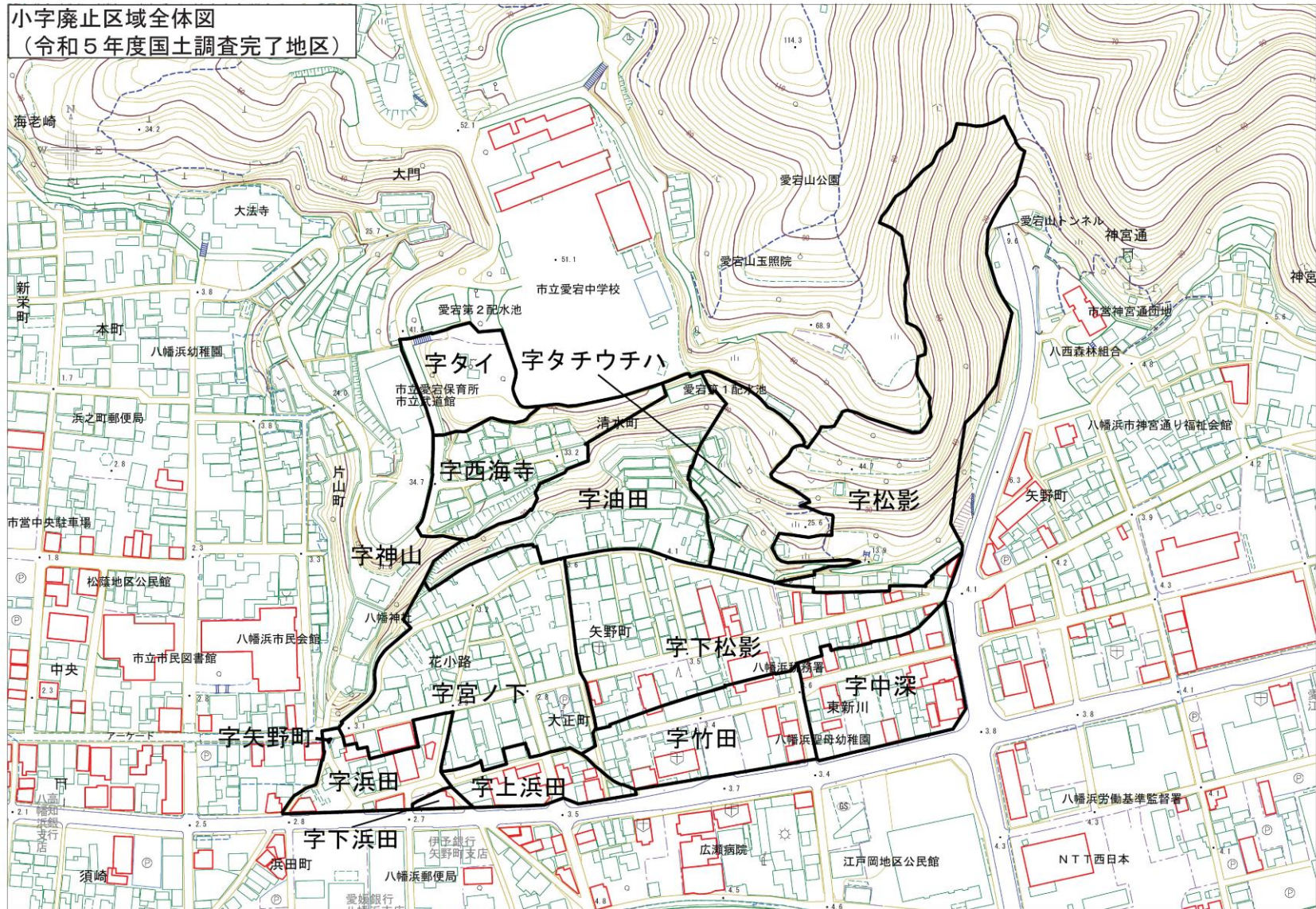
## 別紙

## 1 変更調書

小字を廃止する区域			摘要
大字名	小字名	地番	
	油田	全区域	これに伴う 道路、水路 等を含む
	上浜田	1302の11から1302の13まで、1302の18、1302の33、1302の35、1316の2、1316の4、1317の1、1317の7から1317の10まで、1320・1321・1322合併2、1320・1321・1322合併4、1320の1、1320の11から1320の13まで、1323、1325、1328の2、1328の3、1328の7から1328の9まで	
	神山	全区域	
	西海寺	全区域	
	サシマ	全区域	
	佐島	全区域	
	佐嶋	全区域	
	下浜田	1354の1、1354のハ	
	下松影	1083の4、1083の7から1083の9まで、1083の11、1084の1から1084の9まで、1087の1から1087の6まで、1089、1090の1から1090の4まで、1091の1から1091の4まで、1092の1から1092の4まで、1093の3、1094の1から1094の8まで、1096の1から1096の4まで、1096の6、1098、1099、1100の1、1100の4、1100の5、1101の3から1101の5まで、1103の4、1104の3から1104の7まで、1104の9、1105、1106、1107の1から1107の3まで、1109の1から1109の6まで、1110の1から1110の16まで、1111の1、1111の3から1111の13まで、1112の1から1112の7まで、1113の1、1113の5、1113の10から1113の12まで、1113の14から1113の17まで、1113の21、1115の1、1115の6から1115の8まで、1115の10、1115の11、1117の2、1117の3、1118の2	
	タイ	全区域	
	竹田	全区域	
	タチウチハ	全区域	
	中深	1195の1から1195の4まで、1196の2から1196の7まで、1197の1から1197の3まで、1198の1から1198の6まで、1199の1から1199の4まで、1200の1から1200の4まで、1201、1201の1、1202の1から1202の3まで、1203の1から1203の3まで、1204の1、1204の3、1204の5、1205の1、1206、1206の1、1207の1、1207の2、1207の4、1208の1から1208の3まで、1209の1から1209の4まで、1210の2、1211の1、1211の2	
	浜田	1165の1、1165の2、1167の1、1167の4、1167の5、1169、1170の1、1170の2、1170の4、1171の1から1171の5まで、1171の7、1172の3、1173の1、1173の2、1174の1、1174の6、1175の1、1178の2、1179の1から1179の3まで	
	松影	580、582、585、586、587、588、589、590、591、592の2、593、594の1から594の4まで、595の1から595の8まで、596、598の1、598の3、598の4、640の1	
	宮ノ下	全区域	
	矢野町	全区域	

備考 令和6年2月8日調査

小字廃止区域全体図  
(令和5年度国土調査完了地区)



佐島(全体図)

